

事業の進め方

おおむね
2年

【①事業概要及び測量説明会の開催】



計画道路の沿道の皆さまにご理解をいただくため、事業概要および測量についての説明を行います。

【②現況測量の実施】



この測量により、計画道路の位置がはっきりします。

【③用地測量の実施】



この測量により、取得させていただく土地の面積が確定します。

おおむね
7年～10年

【⑥用地折衝・協議】



対象となる皆さまと、土地の取得・家屋移転などについて、個別に協議させていただきます。

【⑤用地説明会の開催】



用地取得の対象となる皆さま（アパートなどの居住者の皆さまも含まれます。）に具体的な補償について説明します。また、家屋補償についても説明します。

【④事業着手の手続き】



都市計画法第59条により、事業着手の手続きをとります。

【⑦契約・補償金の支払い】



話し合いがまとまりますと、契約をとりかわし、補償金をお支払いします。

【⑧物件移転】



取得させていただく土地にある家屋などの物件を移転していただきます。

【⑨工事のお知らせ】 【⑩工事の実施】 【⑪完成】



チラシの配布等により、沿道の皆さまに、工事の実施に関するお知らせをいたします。



沿道の皆さまにできるだけご迷惑のかからないように工事を行います。



多くの皆さまのご理解とご協力により都市計画道路が完成します。

この道路整備についてのご質問、お問い合わせは、下記の連絡先までお願いいたします。

道路整備全般に関しては 工事課道路設計総括担当 Tel.03(3882)1414
 測量全般に関しては 工事課測量担当 Tel.03(3882)1498
 午前9時から午後5時まで(土曜、日曜、祝日は除きます)

※用地補償のあらましやパンフレット等については、「事業用地取得-東京都建設局」のキーワードでインターネット検索頂きますと、建設局のホームページにてご覧頂くことができます。

東京都市計画道路

補助線街路第109号線

足立区北加平町～同区神明一丁目

道路整備計画のあらまし



東京都第六建設事務所

平成30年12月作成

計画のあらまし

東京都市計画道路補助線街路第109号線（以下、補助第109号線）は、台東区浅草七丁目から足立区神明三丁目に至る、全長約10kmの都市計画道路です。

このうち、足立区北加平町から神明一丁目の延長約1.2kmの区間について、幅員15mの道路として整備する予定です。

この区間を整備すると、次のような効果が期待されます。

◆狭い現道を拡幅し、十分な幅員が確保された車道とその両側に歩道を整備することで、人も車も、安全で安心して快適に通行できるようになります。

◆道路空間の確保により、延焼遮断帯が形成され、震災時などにおける大規模な火災に対し、地域の防災性が向上します。

◆電線共同溝を整備し、電柱倒壊を防ぐことで、災害時における物資輸送路や安全な避難路が確保されます。

◆交通が分散し周辺道路の混雑が緩和されることや、広域的な都道である「川の手通り」に繋がることで、車の移動の利便性が向上します。

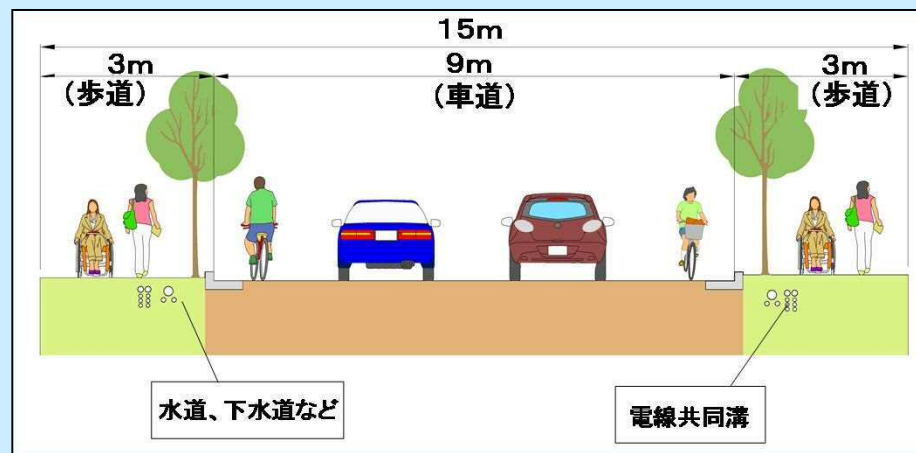
【整備計画の概要】

- 東京都市計画道路補助線街路第109号線
- 延長：約1.2km 計画幅員：15m
- 区間：足立区北加平町～神明一丁目

【補助第109号線案内図】



【計画道路の構造】



※道路の構造は、今後、交通管理者（警視庁）等とも協議しながら、決定してまいります。

【計画道路位置図】



※ 地形図は、現状と異なる場合があります。

※ 計画線は、概ねの位置でお示ししており、今後、測量作業を実施して確定してまいります。

現況測量、用地測量の概要

現況測量とは・・・

- 都市計画道路予定区域とその周辺にある建物、樹木、塀及び道路等の形状を調査し、現況の地形を表す現況平面図を作成します。
- できあがった図面に道路の計画線を書き入れて、計画道路の位置を明らかにします。
- 都市計画線の幅や計画道路の中心線を現地に標示するために杭または釘を設置します。

用地測量とは・・・

- 都市計画道路に係る土地について、現地において関係権利者の立会いのうえ、隣接する土地との境界等を調査・確認します。
- 境界確認に基づき一筆ごとに土地の測量を行い、取得させて頂く土地の面積の算出及び図面を作成します。
- 右の【測量図（例）】で、例えば、①の方の土地の用地測量を行う場合は、②の方と⑤の方だけでなく、③の方や④の方にも境界を確認するために立会いをお願いすることになります。
- また、一筆の土地に異なる利用形態及び権利があるときは、利用形態や権利ごとに確認を行います。
- そのほか、既存の道路等の公共用地と隣接している土地の場合は、公私境界についても確認の立会いをお願いします。

